

## 取得時講習実施要領の制定について

例規（運教）発第42号  
令和2年10月23日  
千葉県警察本部長

〔沿革〕 令和4年5月例規（運免）第16号

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

### 別添

#### 取得時講習実施要領

#### 第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第90条の2第1項第1号、2号及び4号並びに同法第108条の2第1項第4号、5号、7号及び8号の規定に基づき、公安委員会が行う講習（以下「取得時講習」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 取得時講習の委託

##### 1 資格認定の取得要件

取得時講習は、法第108条の2第3項の規定により、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第38条の3に規定する者のうち、公安委員会から講習業務の資格認定通知書（運転免許関係事務及び講習の資格認定基準に関する規程（平成22年千葉県公安委員会規程第2号）に定める講習業務の資格認定通知書）の交付を受けたものに委託（以下「受託者」という。）して実施することができるものとする。

##### 2 委託契約の事項

取得時講習の委託は、おおむね次の事項を内容とする委託契約により行うものとする。

- (1) 取得時講習は、公安委員会が定める講習実施方法、講習科目等の具体的な講習実施基準（以下「委託講習の実施基準」という。）に従って実施すること。
- (2) 取得時講習の実施に関しては、公安委員会の指導監督に従って行うこと。
- (3) 取得時講習に従事する講習指導員（以下「取得時講習指導員」という。）は、第4の1に定める取得時講習指導員の要件を満たす者を充てること。
- (4) 取得時講習指導員が、免許の取消し又はその効力の停止の処分を受けたとき、その他取得時講習指導員として適当でないと認められる事情が生じたときは、その者を解任し、又は必要な期間その者の業務を停止すること。
- (5) 取得時講習が委託講習の実施基準に従って行われないうとき、その他委託契約の条項に著しい違反があったときは、公安委員会は直ちに取得時講習の委託契約を解除することができること。
- (6) 講習用資器材は、受託者において準備すること。
- (7) その他取得時講習の適正な実施に必要な事項

##### 3 取得時講習の施設等

取得時講習は、取得時講習の実施に必要なコース、建物その他の設備を有する施設において行うものとする。

### 第3 体制の整備

#### 1 実施責任者

- (1) 県本部に取得時講習の実施責任者を置き、交通部運転免許本部運転教育課長をもって充てる。
- (2) 実施責任者は、取得時講習の適正かつ効果的な運用を図るため、この要領に定める事務を処理するものとする。

#### 2 受託者からの報告

実施責任者は、受託者に対し、適時、取得時講習指導員の業務内容及び勤務要領を報告させ、その運用が適切であるかを確認するものとする。

### 第4 基本的留意事項

取得時講習指導員は、取得時講習の実施者として適格性を有する者をもって充て、受講者数に応じて必要な数を確保すること。

#### 1 取得時講習指導員の要件

取得時講習を委託する場合の取得時講習指導員の要件は、それぞれ次のとおりとする。

##### (1) 大型車講習

ア 道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号。以下「平成16年改正法」という。）による改正後の法第99条の3第4項の規定により、教習指導員資格者証（大型）の交付を受けている者

イ 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第5条第1項の規定により、都道府県公安委員会が指定する研修又はこれに準じた教育として都道府県公安委員会が認めるものを修了した次の者

(ア) 道路交通法の一部を改正する法律（平成5年法律第43号）附則第7条に規定するみなし教習指導員（以下「みなし教習指導員」という。）のうち、同法による改正前の法（以下「平成5年改正前の法」という。）第99条第1項第3号の規定により、大型自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者

(イ) 平成16年改正法による改正前の法第99条の3第4項の規定により、教習指導員資格者証（大型）の交付を受けている者

ウ 法第99条の3第4項第1号に該当する者（大型免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号。以下「届出規則」という。）第1条第2項第1号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程（以下「届出自動車教習所指導員研修課程」という。）で大型免許に係るものを修了した者であって、同号ロ（1）から（5）までのいずれにも該当しないもの

##### (2) 中型車講習

ア 法第99条の3第4項の規定により、教習指導員資格者証（中型）の交付を受けている者

イ みなし教習指導員のうち、平成5年改正前の法第99条第1項第3号の規定により、大型自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者

ウ 法第99条の3第4項第1号に該当する者（中型免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で中型免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ（1）から（5）までのいずれにも該当しないもの

（3）準中型車講習

ア 道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。以下「平成27年改正法」という。）による改正後の法第99条の3第4項の規定により、教習指導員資格者証（準中型）の交付を受けている者

イ 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第285号）附則第4条第1項の規定により、都道府県公安委員会が指定する研修を修了した者であって、平成27年改正法による改正前の法第99条の3第4項の規定により、教習指導員資格者証（中型）の交付を受けているもの

ウ 平成27年改正法による改正後の法第99条の3第4項第1号に該当する者（準中型免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で準中型免許に係るものを修了したものであって、届出規則第1条第2項第1号ロ（1）から（5）までのいずれにも該当しないもの

（4）普通車講習

ア 法第99条の3第4項の規定により、教習指導員資格者証（普通）の交付を受けている者

イ みなし教習指導員のうち、平成5年改正前の法第99条第1項第3号の規定により、普通自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者

ウ 法第99条の3第4項第1号に該当する者（普通免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ（1）から（5）までのいずれにも該当しないもの

（5）大型二輪車講習

ア 法第99条の3第4項の規定により、教習指導員資格者証（大自二）の交付を受けている者

イ 法第99条の3第4項第1号に該当する者（大型二輪免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で大型二輪免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ（1）から（5）までのいずれにも該当しないもの

（6）普通二輪車講習

ア 法第99条の3第4項の規定により、教習指導員資格者証（普自二）の交付を受けている者

イ みなし教習指導員のうち、平成5年改正前の法第99条第1項第3号の規定により、自動二輪車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者

ウ 技能検定員審査等に関する規則の一部を改正する規則（平成8年国家公安委員

会規則第9号)附則第9条の規定により、教習指導員資格者証(普自二)とみなされる教習指導員資格者証(自二)の交付を受けている者

エ 法第99条の3第4項第1号に該当する者(普通二輪免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通二輪免許に係るものを修了した者であつて、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

(7) 大型旅客車講習

ア 法第99条の3第4項の規定により、教習指導員資格者証(大型二種)の交付を受けている者

イ 法第99条の3第4項第1号に該当する者(大型二種免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程で大型二種免許に係るものを修了した者であつて、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

(8) 中型旅客車講習

ア 法第99条の3第4項の規定により、教習指導員資格者証(中型二種)の交付を受けている者

イ 法第99条の3第4項第1号に該当する者(中型二種免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程で中型二種免許に係るものを修了した者であつて、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

(9) 普通旅客車講習

ア 法第99条の3第4項の規定により、教習指導員資格者証(普通二種)の交付を受けている者

イ 法第99条の3第4項第1号に該当する者(普通二種免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通二種免許に係るものを修了した者であつて、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

(10) 応急救護処置講習(教習)

ア 公安委員会が、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る応急救護処置講習(教習)に従事する指導員(以下「応急救護処置指導員」という。)の養成を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認める者が実施する養成講習(以下「応急救護処置指導員養成講習」という。)を受け、その課程を修了したもの

イ 公安委員会が応急救護処置の指導に関し、前アに掲げる者と同等以上の能力を有すると認めるもので次に掲げるもの

(ア) 医師である者

(イ) 救急救命士である者

(ウ) 応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則(平成6年国家公安委員会規則第2号)第2号又は第3号(第二種免許を除

く。)に掲げる者

## 2 取得時講習指導員に対する研修

- (1) 実施責任者は、取得時講習が適正かつ十分な水準を維持して行われるよう、必要に応じて取得時講習指導員に対する研修会を開催するものとする。
- (2) 実施責任者は、受託者に対し、十分な講習水準が維持され、取得時講習が適正に行われるよう指導監督するものとする。

## 3 取得時講習指導員の届出の取扱い

### (1) 届出の受理

取得時講習指導員の届出は、受託者から取得時講習指導員届出書（別記第1号様式）を提出させるものとする。

### (2) 要件の確認

実施責任者は、受託者から取得時講習指導員届出書を受理したときは、前記第4の1に定める要件を満たすことを確認するものとする。

### (3) 取得時講習指導員の解任及び業務の停止

実施責任者は、受託者が取得時講習指導員を解任又は取得時講習指導員の業務を停止したときは、取得時講習指導員解任・業務停止届（別記第2号様式）を提出させるものとする。

## 4 応急救護処置指導員の申請の取扱い

### (1) 申請の受理

応急救護処置指導員の認定の申請は、受託者から応急救護処置指導員認定申請書（別記第3号様式）を提出させるものとする。

### (2) 要件の確認

実施責任者は、受託者から応急救護処置指導員認定申請書を受理したときは、当該申請の対象者（以下「対象者」という。）が前記第4の1（10）に規定する要件を満たしているかを確認し、公安委員会に報告するものとする。

### (3) 応急救護処置指導員の認定

実施責任者は、前（2）の報告により、対象者が応急救護処置指導員として公安委員会の認定を受けた場合は、応急救護処置指導員（教習）指導員認定証（別記第4号様式）を作成し、対象者に交付するものとする。

なお、対象者が第二種免許に係る応急救護処置指導員として認定された場合は、第一種免許に係る応急救護処置指導員としても認定されたものとみなす。

## 5 取得時講習の実施時期

取得時講習は、予約制により実施するものとし、原則として運転免許試験合格後に実施すること。

なお、運転免許の申請前に取得時講習を実施する場合、府令第38条第17項に規定する証明書（講習を終了した日から起算して1年を経過しないものに限る。）を府令第18条の2第1項の規定により運転免許申請書に添付しなければならないことについて、受講者に説明すること。

## 6 受講申請の受付方法

受託者における取得時講習の受付は、申請者から取得時講習受講申込書（第一種免

許にあつては別記第5号様式、第二種免許にあつては別記第6号様式)及び取得時講習手数料納付書(別記第7号様式)を提出させ、申請者本人であることを確認するとともに、運転免許試験の合格の有無についても確認するものとする。

## 第5 取得時講習実施上の留意事項

### 1 大型車講習及び中型車講習

#### (1) 取得時講習指導員数

各講習科目における取得時講習指導員の数は、大型車講習及び中型車講習における指導及び実施要領(別表第1)に定める基準を満たすものとする。

#### (2) 講習の内容及び方法

講習は、大型車講習及び中型車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目(別表第2)及び別表第1に準拠し、講習指導案を作成して実施することとする。また、講習においては、別表第1に基づき、課題を設定して行うものとする。

#### (3) 使用車両

大型車講習にあつては大型自動車(貨物自動車に限る。)を、中型車講習にあつては中型自動車(貨物自動車に限る。)を使用するものとする。

### 2 準中型車講習

準中型免許を受けようとする者で、受講時において普通免許を受けているものに対しては、準中型自動車を使用した講習のみを実施し、受講時において普通免許を受けていないものに対しては、準中型自動車を使用した講習及び普通自動車を使用した講習を実施するものとする。

#### (1) 取得時講習指導員数

準中型自動車を使用した取得時講習の取得時講習指導員の数は、準中型車講習における指導及び実施要領(別表第3)に定める基準を満たすものとする。

なお、普通自動車を使用した講習の実技における取得時講習指導員は、1グループ3人以内の受講者に対し1人を基準とする。

#### (2) 講習の内容及び方法

##### ア 現に普通免許を受けている者

講習は、準中型車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目(別表第4)の「1 準中型自動車を使用した講習」及び別表第3に準拠し、講習指導案を作成して実施するものとする。

##### イ 現に普通免許を受けていない者

講習は、前アの準中型自動車を使用した講習を実施するとともに、別表第4の「2 普通自動車を使用した講習」及び普通車講習指導要領(別表第5)に準拠し、講習指導案を作成して実施するものとする。また、普通自動車を使用した講習については、取得時講習指導員1人に対し3人以内の受講者が同乗する複数講習を積極的に導入するものとする。

なお、別表第4の講習科目「4 高速道路での運転に必要な技能」については、運転シミュレーターの操作をもって実車走行に代えることができるものとする。

##### ウ 聴覚障害者に対する講習

聴覚障害者で、運転できる自動車等の種類を準中型自動車及び普通自動車に限定し、かつ、府令第23条第1項の表聴力の項第2号に規定する特定後写鏡等（以下「特定後写鏡等」という。）を使用すべきこととする条件（以下「特定後写鏡等条件」という。）が付される者に対する別表第4に掲げる「危険を予測した運転（実技）」については、単独講習を実施するものとする。また、実車講習を踏まえて行われる「危険を予測した運転（討議）」についても、特定後写鏡等条件が付される者に対して、必要な知識を習得させる必要があることから、取得時講習指導員1人による個別の対話形式により行うものとする。ただし、特定後写鏡等条件が付されている複数の者に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数受講を実施しても差し支えないものとする。

なお、特定後写鏡等条件が付される者が、補聴器を使用している場合には、「危険を予測した運転（実技）」において実施する一部の講習を除き、補聴器を使用させても差し支えないものとする。

### (3) 使用車両

準中型自動車を使用した講習については、準中型自動車（貨物自動車に限る。）を使用し、普通自動車を使用した講習については、普通自動車の乗用車を使用するものとする。ただし、特定後写鏡等条件が付される者に対する講習には、それぞれ、特定後写鏡等を準中型自動車は車室外に、普通自動車は車室内において使用するものとする。

## 3 普通車講習

### (1) 取得時講習指導員数

実技における取得時講習指導員の数は、1グループ3人以内の受講者に対し1人を基準とする。

### (2) 講習の内容

講習は、普通車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目（別表第6）及び別表第5に準拠し、講習指導案を作成して実施するものとする。

### (3) 講習の方法

ア 講習においては、別表第5に基づき課題を設定して行うとともに、取得時講習指導員1人に対し3人以内の受講者が同乗する複数講習を積極的に導入するものとする。また、別表第6の講習科目「4 高速道路での運転に必要な技能（実技）」については、運転シミュレーターの操作をもって実車走行に代えることができるものとする。

イ 特定後写鏡等条件が付される者に対する別表第6の講習科目「1 危険を予測した運転（実技）」については、単独講習を実施することとする。また、実車講習を踏まえて行われる別表第6の講習科目「2 危険予測ディスカッション」についても、特定後写鏡等条件が付される者に対して、必要な知識を習得させる必要があることから、取得時講習指導員1人による個別の対話形式により行うものとする。ただし、特定後写鏡等条件が付される複数の者に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数講習を実施しても差し支えないものとする。

なお、特定後写鏡等条件が付される者が、補聴器を使用している場合には、別表第6の講習科目「1 危険を予測した運転（実技）」において実施する一部の講習を除き、補聴器を使用させても差し支えないものとする。

#### （4）使用車両

普通自動車の乗用車を使用するものとする。ただし、特定後写鏡等条件が付される者に対する講習には、特定後写鏡等を車室内において使用するものとする。

### 4 大型二輪車講習及び普通二輪車講習

#### （1）取得時講習指導員数

ア 実技における取得時講習指導員の数は、受講者3人以内に対し1人を基準とする。

なお、取得時講習指導員が2人以上となる場合は、中心となる主任の取得時講習指導員を指定し、当該取得時講習指導員の指導により、効果的な講習を行うものとする。

イ 聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり、安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保するものとする。

#### （2）講習の内容及び方法

講習は、大型二輪車講習及び普通二輪車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目（別表第7）及び大型二輪車講習及び普通二輪車講習指導要領（別表第8）に準拠し、講習指導案を作成して実施するものとする。また、講習においては、別表第8に基づき、課題を設定して行うものとする。

#### （3）使用車両

ア 大型二輪車講習にあつては、AT限定大型二輪免許を受けようとする者に対しては、総排気量0.600リットル以上、限定なし大型二輪免許を受けようとする者に対しては、総排気量0.700リットル以上の大型自動二輪車を使用するものとする。

イ 普通二輪車講習にあつては、小型限定普通二輪免許を受けようとする者に対しては、総排気量0.090リットル以上0.125リットル以下、小型限定を除く普通二輪免許を受けようとする者に対しては、総排気量0.300リットル以上の普通自動二輪車を使用するものとする。

### 5 大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習

#### （1）取得時講習指導員数

各講習科目における取得時講習指導員の数は、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習における指導及び実施要領（別表第9）に定める基準により行うものとする。

#### （2）講習の内容及び方法

講習は、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目（別表第10）及び別表第9に準拠し、講習指導案を作成し



て実施するものとする。また、講習においては、別表第9に基づき、課題を設定して行うものとする。

(3) 使用車両

大型旅客車講習にあつては大型自動車（バス型、乗車定員30人以上）を、中型旅客車講習にあつては中型自動車（バス型、乗車定員11人以上29人以下）を、普通旅客車講習にあつては普通自動車の乗用車を使用するものとする。

6 応急救護処置講習（教習）

(1) 応急救護処置指導員数

応急救護処置講習指導員の数は、受講者10人以内に対し1人を基準とする。

(2) 講習の内容

応急救護処置講習は、次の運転免許の区分により、それぞれの細目に準拠し、講習指導案を作成して実施するものとする。

ア 第一種免許（大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許）を受けようとする者に対する応急救護処置講習（以下「第一種免許に係る応急救護処置講習」という。）

第一種免許に係る応急救護処置講習の講習科目及び時間割り等に関する細目（別表第11）に基づいて実施するものとする。

イ 第二種免許（大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許）を受けようとする者に対する応急救護処置講習（以下「第二種免許に係る応急救護処置講習」という。）

第二種免許に係る応急救護処置講習の講習科目及び時間割り等に関する細目（別表第12）に基づいて実施するものとする。

(3) 講習の方法

実技のうち、胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸については、模擬人体装置を使用するものとし、次の割合で使用するものとする。

ア 第一種免許に係る応急救護処置講習

受講者4人に対して全身の模擬人体装置2体（全身の模擬人体装置1体及び半身の模擬人体装置1体でも差し支えないものとする。）の割合とする。

イ 第二種免許に係る応急救護処置講習

受講者4人に対して全身の模擬人体装置2体（全身の模擬人体装置1体及び半身の模擬人体装置1体でも差し支えないものとする。）及び乳児の模擬人体装置1体の割合とする。

(4) 模擬人体装置

講習に使用する模擬人体装置は、別表第11及び別表第12に対応したものであり、かつ、次に掲げる基準に適合したものを使用するものとする。

ア 全身の模擬人体装置

胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができ、かつ、次のいずれの機能を有するものであること。

(ア) 胸骨圧迫（心臓マッサージ）

a 人体と同じような感覚で胸骨圧迫（心臓マッサージ）を実施できる構造で

あること。

b 圧迫の深さが視覚的に確認できること。

(イ) 気道確保

a 頭部後屈あご先挙上を行わないと気道が開通しない構造であること。

b 頭部後屈あご先挙上の状態が視覚的に確認できること。

(ウ) 人工呼吸

a 呼気吹き込みを行ったり止めたりすることに応じた胸の動き（上がったたり下がったり）が視覚的に確認できること。

b 前 a の胸の動きが人体を模して滑らかであることが視覚的に確認できること。

c 呼気が逆流しない構造であること。

イ 半身の模擬人体装置

胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができる機能を有するものであること。

(5) 留意事項

当該講習を実施させる場合は、次のことに留意し、感染予防対策に万全を期すものとする。

ア 実習前に受講者には、うがい、手洗いを実施させること。

イ 模擬人体装置を使用して呼気吹き込み実習を行わせる場合は、受講者に対し、事前に酒精綿（エタノール綿）を用いて模擬人体装置の口及び口中を十分に清拭させるとともに、使い捨て呼気吹き込み用具を使用し実施させること。

ウ 受講者が実習中に出血し、模擬人体装置に血液が付着した場合は、予備の模擬人体装置を使用してできる場合を除き、同装置を使用しての事後の実習は中止すること。

エ 受講時に、顔面や口周辺から出血がある受講者については、吹き込み実習は控えてもらうよう留意すること。

オ 実習後は、ディスポ肺の交換やフェイスマスク、気道部分の清掃など衛生面の配慮について怠りのないようにすること。

7 指定自動車教習所の教習との合同による実施

委託先が指定自動車教習所の場合には、警察庁が定める指定教習所の教習の標準（以下「教習の標準」という。）のうち、それぞれ次に掲げるものに係る教習と講習を合同で行うことができるものとする。

(1) 大型車講習、中型車講習及び準中型車講習（準中型自動車を使用した講習）

ア 「2 危険を予測した運転」

教習の標準の大型免許及び中型免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）項目名8並びに準中型免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）項目名21

イ 「3 危険予測ディスカッション」

教習の標準の第一種免許に係る学科教習の学科（二）（第2段階）項目名1

ウ 「4 夜間の運転」

教習の標準の大型免許及び中型免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）項

目名 9 並びに準中型免許に係る技能教習の応用走行（第 2 段階）項目名 2 2（運転シミュレーターによる教習及び暗室における教習に限る。）

エ 「5 悪条件下の運転」

教習の標準の大型免許及び中型免許に係る技能教習の応用走行（第 2 段階）項目名 1 0 並びに準中型免許に係る技能教習の応用走行（第 2 段階）項目名 2 3（運転シミュレーターによる教習及びスキッド教習に限る。）

(2) 準中型車講習（普通自動車を使用した講習）及び普通車講習

ア 「1 危険を予測した運転」

教習の標準の準中型免許に係る技能教習の応用走行（第 2 段階）項目名 1 1 及び普通免許・A T 限定普通免許に係る技能教習の応用走行（第 2 段階）項目名 1 3

イ 「2 危険予測ディスカッション」

教習の標準の第一種免許に係る学科教習の学科（二）（第 2 段階）項目名 1

ウ 「3 高速道路での運転に必要な知識」

教習の標準の第一種免許に係る学科教習の学科（二）（第 2 段階）項目名 1 7

エ 「4 高速道路での運転に必要な技能」

教習の標準の準中型免許に係る技能講習の応用走行（第 2 段階）項目名 1 2 及び普通免許・A T 限定普通免許に係る技能教習の応用走行（第 2 段階）項目名 1 4

(3) 大型二輪車講習及び普通二輪車講習

ア 「1 危険を予測した運転」

教習の標準の大型二輪免許・普通二輪免許に係る技能教習の応用走行（第 2 段階）項目名 1 5

イ 「2 危険予測ディスカッション」

教習の標準の第一種免許に係る学科教習の学科（二）（第 2 段階）項目名 1

ウ 「3 二人乗り運転に関する知識」

教習の標準の第一種免許に係る学科教習の学科（二）（第 2 段階）項目名 1 8

エ 「4 ケース・スタディ（交差点）」

教習の標準の大型二輪免許・普通二輪免許に係る技能教習の応用走行（第 2 段階）項目名 1 3

オ 「5 交通の状況及び道路環境に応じた運転」

教習の標準の大型二輪免許・普通二輪免許に係る技能教習の応用走行（第 2 段階）項目名 1 4（当該講習は、前エ「4 ケース・スタディ（交差点）」と「5 交通の状況及び道路環境に応じた運転」を 1 時間で行うこととなるので、効果的な教習及び講習ができない場合は、教習とは別に講習を行うよう配慮すること。）

(4) 大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習

ア 「1 危険を予測した運転」

教習の標準の大型第二種免許及び中型第二種免許に係る技能教習の応用走行（第 2 段階）項目名 9 並びに普通第二種免許・A T 限定普通第二種免許に係る技

能教習の応用走行（第２段階）項目名１０（観察教習（運転シミュレーターによる教習を含む。）、本項目及び教習の標準の学科教習の学科（二）（第２段階）項目名１８を３時限連続で実施する場合のコメンタリードライビング（同一の種類免許に係るものに限る。）に限る。）

イ 「２ 危険予測ディスカッション」

教習の標準の第二種免許に係る学科教習の学科（二）（第２段階）項目名１８

ウ 「３ 夜間の運転」

教習の標準の大型第二種免許及び中型第二種免許に係る技能教習の応用走行（第２段階）項目名１０並びに普通第二種免許・ＡＴ限定普通第二種免許に係る技能教習の応用走行（第２段階）項目名１１（運転シミュレーターによる教習及び暗室における教習に限る。）

エ 「４ 悪条件下の運転」

教習の標準の大型第二種免許及び中型第二種免許に係る技能教習の応用走行（第２段階）項目名１１並びに普通第二種免許・ＡＴ限定普通第二種免許に係る技能教習の応用走行（第２段階）項目名１２（運転シミュレーターによる教習及びスキッド教習に限る。）

オ 「５ 身体障害者等への対応」

教習の標準の第二種免許に係る学科教習の学科（一）（第１段階）項目名１７

(５) 第一種免許に係る応急救護処置講習

教習の標準の第一種免許に係る学科教習の学科（二）（第２段階）項目名２、３

(６) 第二種免許に係る応急救護処置講習

教習の標準の第二種免許に係る学科教習の学科（二）（第２段階）項目名１９、  
２０

８ 教習の課程の指定を受けた特定届出教習所における教習との合同による実施

委託先が教習の課程の指定を受けた特定届出教習所の場合には、警察庁が定める届出自動車教習所業務指導の標準（以下「届出自動車教習所業務指導の標準」という。）のうち、それぞれ次に掲げるものに係る教習と合同で行うことができるものとする。

(１) 大型車講習、中型車講習及び準中型車講習（準中型自動車を使用した講習）

ア 「２ 危険を予測した運転」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型免許及び中型免許に係る教習カリキュラムの教習項目（２ 危険を予測した運転）並びに準中型免許に係る教習カリキュラムの教習項目（２ 危険を予測した運転（貨物自動車））

イ 「３ 危険予測ディスカッション」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型免許及び中型免許に係る教習カリキュラムの教習項目（３ 危険予測ディスカッション）並びに準中型免許に係る教習カリキュラムの教習項目（４ 危険予測ディスカッション（貨物自動車））

ウ 「４ 夜間の運転」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型免許及び中型免許に係る教習カリキュラムの教習項目（１ 夜間の運転）並びに準中型免許に係る教習カリキュラムの

教習項目（1 夜間の運転）（運転シミュレーターによる教習及び暗室における教習に限る。）

エ 「5 悪条件下の運転」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型免許及び中型免許に係る教習カリキュラムの教習項目（2 悪条件下での運転）並びに準中型免許に係るカリキュラムの教習項目（2 悪条件下での運転）（運転シミュレーターによる教習及びスキッド教習に限る。）

（2）準中型車講習（普通自動車を使用した講習）及び普通車講習

ア 「1 危険を予測した運転」

届出自動車教習所業務指導の標準の準中型免許に係る教習カリキュラムの教習項目（3 危険を予測した運転（普通乗用自動車））及び普通免許に係る教習カリキュラムの教習項目（1 危険を予測した運転）

イ 「2 危険予測ディスカッション」

届出自動車教習所業務指導の標準の準中型免許に係る教習カリキュラムの教習項目（5 危険予測ディスカッション（普通乗用自動車））及び普通免許に係る教習カリキュラムの教習項目（2 危険予測ディスカッション）

ウ 「3 高速道路での運転に必要な知識」

届出自動車教習所業務指導の標準の準中型免許に係る教習カリキュラムの教習項目（1 高速道路での運転に必要な知識）及び普通免許に係る教習カリキュラムの教習項目（1 高速道路での運転に必要な知識）

エ 「4 高速道路での運転に必要な技能」

届出自動車教習所業務指導の標準の準中型免許に係る教習カリキュラムの教習項目（2 高速道路での運転）及び普通免許に係る教習カリキュラムの教習項目（2 高速道路での運転）

（3）大型二輪車講習及び普通二輪車講習

ア 「1 危険を予測した運転」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型二輪免許及び普通二輪免許に係る教習カリキュラムの教習項目1

イ 「2 危険予測ディスカッション」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型二輪免許及び普通二輪免許に係る教習カリキュラムの教習項目2

ウ 「3 二人乗り運転に関する知識」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型二輪免許及び普通二輪免許に係る教習カリキュラムの教習項目3

エ 「4 ケース・スタディ（交差点）」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型二輪免許及び普通二輪免許に係る教習カリキュラムの教習項目4

オ 「5 交通の状況及び道路環境に応じた運転」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型二輪免許及び普通二輪免許に係る教習カリキュラムの教習項目5（講習時間は、前エ「4 ケース・スタディ（交差

点)」と合わせて1時間となるので、効果的な教習及び講習ができない場合は、教習とは別に講習を行うよう配慮すること。)

(4) 大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習

ア 「1 危険を予測した運転」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る教習カリキュラムの教習項目1

イ 「2 危険予測ディスカッション」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る教習カリキュラムの教習項目2

ウ 「3 夜間の運転」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る教習カリキュラムの教習項目3 (運転シミュレーターによる教習及び暗室における教習に限る。)

エ 「4 悪条件下の運転」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る教習カリキュラムの教習項目4 (本項目を代替的教習により行う場合を除き、運転シミュレーターによる教習及びスキッド教習に限る。)

オ 「5 身体障害者等への対応」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る教習カリキュラムの教習項目5

(5) 第一種免許に係る応急救護処置講習

届出自動車教習所業務指導の標準の第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラムの教習項目

(6) 第二種免許に係る応急救護処置講習

届出自動車教習所業務指導の標準の第二種免許に係る応急救護処置教習カリキュラムの教習項目

9 取得時講習指導員の資格要件

取得時講習と教習を合同で行おうとする場合は、当該教習に係る免許の教習指導員資格者証の交付を受けている者に行わせるものとする。

10 使用する教本及び視聴覚教材

(1) 大型車講習、中型車講習及び準中型車講習 (準中型自動車を使用した講習)

危険予測ディスカッションに必要な知識等を内容とする、講習内容に即した教本を使用するものとする。

(2) 準中型車講習 (普通自動車を使用した講習) 及び普通車講習

危険予測ディスカッション、高速道路での運転に必要な知識等を内容とする、講習内容に即した教本を使用するものとする。

(3) 大型二輪車講習及び普通二輪車講習

ア 危険予測ディスカッション、二人乗り運転に関する知識等を内容とする、講習内容に即した教本を使用するものとする。

イ 二人乗り運転に関する知識の講習については、二人乗りに関する法規制の内

容、運転特性に係る知識等を内容とする視聴覚教材を使用するものとする。

(4) 大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習

危険予測ディスカッションに必要な知識等を内容とする、講習内容に即した教本を使用するものとする。また、身体障害者等への対応としては、身体障害者、子ども、高齢者等交通弱者の行動特性を理解した運動行動と対応等を内容とする視聴覚教材を使用するものとする。

(5) 応急救護処置講習

ア 第一種免許に係る応急救護処置講習

運転者が交通事故による負傷者を救護するために必要な知識のほか、心肺蘇生、自動体外式除細動器（AED）の使用、止血等の救護処置の具体的な方法について、分かりやすくまとめた教本を使用するものとする。

イ 第二種免許に係る応急救護処置講習

旅客自動車の運転者が交通事故による負傷者を救護するために必要な知識のほか、心肺蘇生、自動体外式除細動器（AED）の使用、止血、固定、包帯の使用等の救護処置の具体的な方法について、分かりやすくまとめた教本を使用するものとする。

第6 講習終了証明書の取扱い

1 交付

(1) 取得時講習を終了した者に対しては、講習種別ごとに次に掲げる証明書（以下これらを「講習終了証明書」と総称する。）を交付するものとする。また、講習終了証明書の交付に際しては、府令第18条の2第1項の規定により、運転免許の申請時には、運転免許申請書（府令別記様式第12）に当該証明書（講習を終了した日から1年を経過しないものに限る。）を添付しなければならない旨を教示するものとする。

ア 大型車講習終了証明書（府令別記様式第22の10の2）

イ 中型車講習終了証明書（府令別記様式第22の10の2の2）

ウ 準中型車講習終了証明書（府令別記様式第22の10の2の3）

エ 普通車講習終了証明書（府令別記様式第22の10の2の4）

オ 大型二輪車講習終了証明書（府令別記様式第22の10の3）

カ 普通二輪車講習終了証明書（府令別記様式第22の10の3の2）

キ 大型旅客車講習終了証明書（府令別記様式第22の10の5）

ク 中型旅客車講習終了証明書（府令別記様式第22の10の5の2）

ケ 普通旅客車講習終了証明書（府令別記様式第22の10の5の3）

コ 応急救護処置講習（一）終了証明書（府令別記様式第22の10の6）

サ 応急救護処置講習（二）終了証明書（府令別記様式第22の10の6の2）

(2) 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）第5条に規定する終了証明書の交付を受けた者については、運転免許の申請時に指定教習課程を終了したものであることを確認するため、当該終了証明書を持参するよう教示するものとする。

2 講習終了証明書受払簿

講習種別ごとに講習終了証明書受払簿（別記第8号様式）を備え付け、交付状況を明らかにしておくものとする。

## 第7 講習の終了報告

実施責任者は、受託者に対し、講習を実施した都度、第一種免許に係る講習にあつては第一種免許取得時講習実施結果報告書兼受講者名簿（別記第9号様式）、第二種免許に係る講習にあつては第二種免許取得時講習実施結果報告書兼受講者名簿（別記第10号様式）により、速やかに報告させるものとする。

## 第8 その他

### 1 事故防止等

実技に当たっては、各種事故防止に万全を期するため、取得時講習指導員に特段の配意をさせるとともに、講習中の事故に関し、傷害保険等への加入を前提とした委託を行うものとする。

### 2 天候不順時の対応

大型二輪車講習及び普通二輪車講習については、降雪等の悪天候により、予定していた講習が困難な場合は、後日、講習日を指定して受講させるものとする。また、大型車講習、中型車講習及び準中型車講習（準中型自動車を使用した講習）については、別表第2及び別表第4の講習科目「5 悪条件下での運転」、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習については、別表第10の講習科目「4 悪条件下での運転」において、場内コース又は道路において凍結の状態にある路面での自動車の走行を行うこととされているが、これを道路において行う場合は、安全が確保されている場合に限るものとする。



別表第1（第5の1（1））

大型車講習及び中型車講習における指導及び実施要領

1 貨物自動車の特性を理解した運転	
講習細目	指導要領
(1) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転	急激な運転や通常運転を行うことにより、どの程度の運転操作が貨物に影響を与えるか理解させ、それに応じた運転を修得させる。
(2) 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転	貨物輸送に配慮した運転ができるように、発進、加速、車線変更、減速、停止などの一連の運転行動が滑らかにできるよう訓練する。
(3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	荷重がかかることにより、ハンドル及び制動効果が違うこと並びに発進時における動力の伝達方法の違いを理解させ、それに応じた運転を修得させる。
講習実施要領	
<p>1 講習の方法</p> <p>(1) 本講習については、施設内のコースにおいて実施する。</p> <p>(2) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転操作を習得させる細目については、荷台の前部、後部及び車軸の上に当たる部分の3箇所に積荷を置き、場内コースを走行しながら運転操作が貨物に与える影響を視覚的に認識させること。</p> <p>(3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転操作を習得させる細目については、荷台の後軸上に最大積載量の概ね50パーセント以上の貨物を積んで施設内のコースを走行し、貨物の運転操作に与える影響を体感させること。</p> <p>(4) 講習中に貨物の積み降ろしを行う場合は、講習の中断時間が短い場合に限り行うこと。</p> <p>2 取得時講習指導員数 本講習における取得時講習指導員は、受講者1名に対し1名とする。</p> <p>3 使用車両</p> <p>(1) 大型車講習のうち、荷重が運転操作に与える影響を理解した運転の細目については、中型自動車又は準中型自動車を使用して行うことができる。</p> <p>(2) 中型車講習のうち、荷重が運転操作に与える影響を理解した運転の細目については、準中型自動車を使用して行うことができる。</p>	

2 危険を予測した運転	
講習細目	指導要領
(1) 危険要因のとらえ方	絶えず変化する道路上の危険要因（情報）をより早く、より広く、より深くとらえさせ、これらの情報を取捨選別する方法について訓練させる。
(2) 起こり得る危険の予測	とらえた危険要因（情報）ごとに、危険予測の仕方について解説指導し、顕在的・潜在的危険を予測させる。 個癖にとらわれた予測を払拭し、どの危険に対してどのような予測をするか個々具体的に指導し、受講者にも順次危険要因を拾い上げさせ予測の仕方を定着させる。
(3) 危険の少ない運転行動の選び方	入手した情報により予測した危険について、安全な回避行動を選択させる。

	貨物輸送の運転者として、一般の運転者より安全な運転行動の必要性を理解させるとともに、余裕を持った回避行動を定着させる。
(4) 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方	大型自動車及び中型自動車の特性を理解させた上で、道路及び交通に応じた速度での運転の仕方を指導する。
講習実施要領	
<p>1 講習の方法</p> <p>(1) 自動車の運転を想定し、他人の運転を観察させることによる講習（以下「観察学習」という。）及び受講者が自動車の運転を通じ、見たり、感じたり、思ったりした危険に関する様々な情報を運転しながら短い言葉でコメントすることによる講習（以下「コメンタリードライビング」という。）を行うこと。また、観察学習についてのみ、自動車の運転に関する実技の講習を自動車により行う場合に、取得時講習指導員が受講者の運転する自動車に他の受講者1人又は2人と乗車し、又は取得時講習指導員の運転する自動車に3人以下の受講者を同乗させて指導する方法による講習（以下「複数講習」という。）又は運転シミュレーターによる講習を行うことができるものとする。ただし、複数講習を行う場合は、それぞれ受講者の運転できる機会が均等になるよう配慮すること。また、運転シミュレーターによる講習を行う場合は、取得時講習指導員1人が同時に3人以内の受講者に対し講習を行う（以下「集団講習」という。）ことができるものとする。</p> <p>(2) 受講者の運転による講習は、その直後に講習科目3「危険予測ディスカッション」が行われることを踏まえ、討議の素材となる危険場面があった場合、受講者に何らかの印象付けをさせるように努めること。</p> <p>(3) 複数の受講者により行う場合については、次の方法によることができるものとする。</p> <p>ア 観察学習を複数講習で行う場合は、それぞれの受講者の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うこと。</p> <p>イ 観察学習を運転シミュレーターと複数講習で行う場合については、それぞれの受講者の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うこと。</p> <p>2 取得時講習指導員数</p> <p>観察学習について複数講習及び運転シミュレーターによる講習を行う場合は、前記1（1）に基づく講習指導員数とする。</p>	

3 危険予測ディスカッション	
講習細目	指導要領
(1) 危険予測の重要性	視聴覚教材等必要な教材を用い、かつ、具体的な事例を挙げて危険予測の意義、重要性について説明する。
(2) 走行中の危険場面	直前に実施された講習科目2「危険を予測した運転」における走行中の場면을素材にして、受講者に危険場면을抽出させる。その際、できるだけ受講者からの発言を引き出し、不足している内容について取得時講習指導員が補足説明するよう心掛ける。
(3) 起こり得る危険の予測	それぞれの危険場面において起こり得る危険を予測させ、それがなぜ危険なのかを理解させる。
(4) より危険の少ない運転行動	予測させる危険に対してとる運転行動のうち、どのような運転行動をとることが最も安全であるかを考えさせる。
講習実施要領	
1 講習の方法	

- (1) 講習科目2「危険を予測した運転」を行った後、引き続き連続して本講習を行わせること。
- (2) 取得時講習指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ受講者の考え方や疑問を引き出し、発言させること。また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した講習を行うなど、実施方法について工夫すること。
- (3) 本講習における取得時講習指導員は、できるだけ直前に行った講習科目2「危険を予測した運転」における取得時講習指導員が引き続き行うこと。
- (4) 本講習における受講者の数は、受講者全員がディスカッションに参加できる適正な人数とすること。

4 夜間の運転	
講習細目	指導要領
(1) 夜間における運転視界の確保の仕方	前照灯の照射角度により視界に差があることを理解させるとともに、視界確保の仕方について修得させる。
(2) 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方	眩（げん）惑・蒸発現象等、夜間特有の現象を理解させ、早期的確な情報のとらえ方について修得させる。
(3) 夜間における運転の仕方	前照灯の切り替え等、夜間におけるよりよい運転方法を理解させ、反復指導してこれを修得させる。
講習実施要領	
1 講習の方法	
<p>(1) 日没後の道路における講習を原則とすること。ただし、次の方法により行うことができるものとする。</p> <p>ア 運転シミュレーターを使用して行うもの</p> <p>イ 講習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる講習、暗室における講習、施設内のコースにおける講習により夜間特有の眩（げん）惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き道路における講習を行うもの（ただし、講習から講習への移動時間の短い場合に限る。）</p> <p>(2) 前（1）による講習を行うことができない場合、日没に近接した時間に行うものであって、講習の一部として運転シミュレーターによる講習又は暗室による講習により、夜間特有の眩（げん）惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き施設内のコースにおいて擬似薄暮時走行を行う（講習から講習への移動時間の短い場合に限る。）講習方法により実施すること。</p> <p>なお、講習中に日没となった場合は、道路における講習を行っても差し支えないものとする。</p> <p>(3) 本講習については、次のことに留意すること。</p> <p>ア 日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天文台が発表する各地の日没時間によること。</p> <p>イ 擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル（透過率40%の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの）を使用すること。また、あらかじめ施設内のコースにおける周回コース、幹線コース、坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行うこと。</p> <p>ウ 道路における講習を行う場合は、中央分離帯のないコースで行うこと（設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、設定できる範囲で可能な限り距離の長いものを設定すること。）。</p>	
2 取得時講習指導員数	
(1) 本講習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団講習によることができるものとする。	

(2) 暗室における講習については、施設の規模により適正な講習が実施できる人数とすること。

5 悪条件下での運転	
講習細目	指導要領
(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方	積雪、凍結路面において急ブレーキや急ハンドル操作を実施させ、その危険性を理解させるとともに、早めの制動や十分な車間距離等、安全な走行方法について訓練させる。
(2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方	視界不良の場合における視界の確保方法及び危険要因の早期発見方法を修得させ、早めの制動や十分な車間距離の確保等、安全な走行方法について訓練させる。
(3) 豪雨、強風下での運転の仕方	豪雨及び強風下における車体への影響を理解させるとともに、同状況下における安全な走行方法について訓練させる。
(4) 道路冠水の場合の措置	冠水部分における走行可否の見極め方法を修得させるとともに、通過後の安全確認等を理解させる。
講習実施要領	
1 講習の方法	
<p>(1) 道路又は施設内のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る講習を行う場合は、凍結又は積雪状態にある路面での走行に限らせること。また、前方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合に限ること。ただし、次の方法により行うことができるものとする。</p> <p>ア 運転シミュレーターを使用して行うもの</p> <p>イ スキッドコース又はスキッド講習車を使用するもの（以下「スキッド講習」という。）</p> <p>ウ 講習の一部として運転シミュレーターによる講習を行った後、引き続き（1）の方法による講習を行うもの（ただし、講習から講習への移動時間が短い場合に限る。）</p> <p>(2) 道路における講習又は施設内のコースにおける講習において、実際の悪条件下における運転に係る講習を行う場合、又は、スキッド講習を行う場合（悪条件の一部での走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で細かく説明すること。</p>	
2 取得時講習指導員数	
<p>運転シミュレーターによる講習又はスキッド講習を行う場合は、集団講習によることができるものとする。ただし、前方法によりスキッド講習を集団で行う場合は、運転しない他の受講者は安全な場所で見学する方法によるものとする。</p>	
3 使用車両	
<p>(1) 大型車講習にあつては、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。</p> <p>(2) 中型車講習にあつては、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。</p>	

別表第2（第5の1（2））

大型車講習及び中型車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

事項	方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測した運転	実技	1 貨物自動車の特性を理解した運転	(1) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転 (2) 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転 (3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	○ 運転操作が貨物に与える影響及び荷重が運転操作に与える影響を理解させ、これらを念頭においた適切な速度と滑らかな運転ができる能力を養わせる。	1
		2 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとりえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方 (4) 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方	○ 大型自動車及び中型自動車に係る他の交通との関わりにおける危険性を的確に予測し、危険回避する能力を養わせる。	1
	討議	3 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに取得時講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。	1
悪条件下での運転	実技	4 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方 (3) 夜間における運転の仕方	○ 夜間対向車の灯火により眩（げん）惑されること、その他交通の状況を視覚により認知することが困難なることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法や安全な運転能力を養わせる。	1
		5 悪条件下での運転	(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、	○ 凍結路面、積雪路面等の悪条件下で、適切に対応できる能力及び安全に運転すること	

			砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	ができる限界を見極め、時には運転を中止するという判断能力を養わせる。	
備考	休憩時間は、講習時間以外に設けること。			合計	4

別表第3（第5の2（1））

準中型車講習における指導及び実施要領

1 貨物自動車の特性を理解した運転	
講習細目	指導要領
(1) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転	急激な運転や通常運転を行うことにより、どの程度の運転操作が貨物に影響を与えるか理解させ、それに応じた運転を修得させる。
(2) 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転	貨物輸送に配慮した運転ができるように、発進、加速、車線変更、減速、停止などの一連の運転行動が滑らかにできるよう訓練する。
(3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	荷重がかかることにより、ハンドル及び制動効果が違うこと並びに発進時における動力の伝達方法の違いを理解させ、それに応じた運転を修得させる。
講習実施要領	
<p>1 講習の方法</p> <p>(1) 本講習については、施設内のコースにおいて実施する。</p> <p>(2) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転操作を習得させる細目については、荷台の1箇所に積荷を置き、場内コースを走行しながら運転操作が貨物に与える影響を視覚的に認識させること。</p> <p>(3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転操作を習得させる細目については、荷台の後軸上に最大積載量の概ね50パーセント以上の貨物を積んで施設内のコースを走行し、貨物の運転操作に与える影響を体感させること。</p> <p>(4) 講習中に貨物の積み降ろしを行う場合は、講習の中断時間が短い場合に限り行うこと。</p> <p>2 取得時講習指導員数 本講習における取得時講習指導員は、受講者1名に対し1名とする。</p> <p>3 使用車両 準中型車（貨物自動車に限る。）を使用する。</p>	

2 危険を予測した運転	
講習細目	指導要領
(1) 危険要因のとらえ方	絶えず変化する道路上の危険要因（情報）をより早く、より広く、より深くとらえさせ、これらの情報を取捨選別する方法について訓練させる。
(2) 起こり得る危険の予測	とらえた危険要因（情報）ごとに、危険予測の仕方について解説指導し、顕在的・潜在的危険を予測させる。 個癖にとらわれた予測を払拭し、どの危険に対してどのような予測をするか個々具体的に指導し、受講者にも順次危険要因を拾い上げさせ予測の仕方を定着させる。
(3) 危険の少ない運転行動の選び方	入手した情報により予測した危険について、安全な回避行動を選択させる。 貨物輸送の運転者として、一般の運転者より安全な運転行動の必要性を理解させるとともに、余裕を持った回避行動を定着させる。
(4) 道路及び交通の状況に応じた速度による運	準中型自動車の特性を理解させた上、道路及び交通に応じた速度での運転の仕方を指導する。

転の仕方	
講習実施要領	
1 講習の方法	
(1) 観察学習及びコメンタリードライビングを行うこと。また、観察学習についてのみ、複数講習又は運転シミュレーターによる講習を行うことができるものとする。ただし、複数講習を行う場合は、集団講習を行うことができるものとする。	
(2) 前(1)の方法による講習を行った後、引き続き講習科目3「危険予測ディスカッション」を行う方法により、2時間連続して行うこと。	
(3) 受講者の運転による講習は、その直後に講習科目3「危険予測ディスカッション」が行われることを踏まえ、討議の素材となる危険場面があった場合、受講者に何らかの印象付けをさせるように努めること。	
(4) 複数の受講者により行う場合については、次の方法によることができるものとする。	
ア 観察学習を複数講習で行う場合は、それぞれの受講者の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うこと。	
イ 観察学習を運転シミュレーターと複数講習で行う場合については、それぞれの受講者の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うこと。	
2 取得時講習指導員数	
観察学習について複数講習及び運転シミュレーターによる講習を行う場合は、前記1(1)に基づく取得時講習指導員数とする。	
3 特定後写鏡等条件が付される者に対する講習	
特定後写鏡等条件が付される者に対しては、前記1の指導を行う前に、コースにおける実車走行により、次の要領により指導を行う。	
① 緊急自動車が接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知し、対応するために必要な技能について、車室内の後方をカーテンで覆った状態で後方の車両の有無を確認するなどして行う。	
② 狭い道路から広い道路に後退し、又は道路外から道路に後退するときにおける危険を予測した運転に必要な技能について、他の車両を模した自動車その他の物を設置するとともに、車両から降車して確認を行わせる。	

3 危険予測ディスカッション	
講習細目	指導要領
(1) 危険予測の重要性	視聴覚教材等必要な教材を用い、かつ、具体的な事例を挙げて危険予測の意義、重要性について説明する。
(2) 走行中の危険場面	直前に実施された講習科目2「危険を予測した運転」における走行中の場면을素材にして、受講者に危険場면을抽出させる。その際、できるだけ受講者からの発言を引き出し、不足している内容について取得時講習指導員が補足説明するよう心掛ける。
(3) 起こり得る危険の予測	それぞれの危険場面において起こり得る危険を予測させ、それがなぜ危険なのかを理解させる。
(4) より危険の少ない運転行動	予測させる危険に対してとる運転行動のうち、どのような運転行動をとることが最も安全であるかを考えさせる。
講習実施要領	
1 講習の方法	
(1) 講習科目2「危険を予測した運転」を行った後、引き続き連続して本講習を行わせること。	
(2) 取得時講習指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ受講者の考え方や疑問を引き	



出し、発言させること。また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した講習を行うなど、実施方法について工夫すること。

(3) 本講習における取得時講習指導員は、できるだけ直前に行った講習科目2「危険を予測した運転」における取得時講習指導員が引き続き行うこと。

(4) 本講習における受講者の数は、受講者全員がディスカッションに参加できる適正な人数とすること。

## 2 特定後写鏡等条件が付される者に対する講習

特定後写鏡等条件が付される者に対しては、特に次の事項について、対話形式により行う。また、運転する場合に危険を感じる場面への対処に関し、質疑を行うほか、今後、運転を実際に行い気付いた事項について警察への連絡を依頼する。

(1) 交通の状況を聴覚により認知できない状態である運転に係る危険があるおそれがある交通の状況及び当該状況における安全な運転の方法

(2) 特定後写鏡等条件で運転する場合に遵守すべき事項（特定後写鏡等の意義及び聴覚障害者標識の意義）

## 4 夜間の運転

講習細目	指導要領
(1) 夜間における運転視界の確保の仕方	前照灯の照射角度により視界に差があることを理解させるとともに、視界確保の仕方について修得させる。
(2) 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方	眩（げん）惑・蒸発現象等、夜間特有の現象を理解させ、早期的確な情報のとらえ方について修得させる。
(3) 夜間における運転の仕方	前照灯の切り替え等、夜間におけるよりよい運転方法を理解させ、反復指導してこれを修得させる。

### 講習実施要領

#### 1 講習の方法

(1) 日没後の道路における講習を原則とすること。ただし、次の方法により行うことができるものとする。

ア 運転シミュレーターを使用して行うもの

イ 講習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる講習、暗室における講習、施設内のコースにおける講習により夜間特有の眩（げん）惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き道路における講習を行うもの（講習から講習への移動時間の短い場合に限る。）

(2) 前（1）による講習を行うことができない場合、日没に近接した時間に行うものであって、講習の一部として運転シミュレーターによる講習又は暗室による講習により、夜間特有の眩（げん）惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き施設内のコースにおいて擬似薄暮時走行を行う（講習から講習への移動時間の短い場合に限る。）講習方法により実施すること。

なお、講習中に日没となった場合は、道路における講習を行っても差し支えないものとする。

(3) 本講習については、次のことに留意すること。

ア 日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天文台が発表する各地の日没時間によること。

イ 擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル（透過率40%の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの）を使用すること。また、あらかじめ施設内のコースにおける周回コース、幹線コース、坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行うこと。

ウ 道路における講習を行う場合は、中央分離帯のないコースで行うこと（設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、設定できる範囲で可能な限り距離の長いものを設定すること。）。

2 取得時講習指導員数

- (1) 本講習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団講習によることができるものとする。
- (2) 暗室における講習については、施設の規模により適正な講習が実施できる人数とすること。

5 悪条件下での運転

講習細目	指導要領
(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方	積雪、凍結路面において急ブレーキや急ハンドル操作を実施させ、その危険性を理解させるとともに、早めの制動や十分な車間距離等、安全な走行方法について訓練させる。
(2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方	視界不良の場合における視界の確保方法及び危険要因の早期発見方法を修得させ、早めの制動や十分な車間距離の確保等、安全な走行方法について訓練させる。
(3) 豪雨、強風下での運転の仕方	豪雨及び強風下における車体への影響を理解させるとともに、同状況下における安全な走行方法について訓練させる。
(4) 道路冠水の場合の措置	冠水部分における走行可否の見極め方法を修得させるとともに、通過後の安全確認等を理解させる。

講習実施要領

1 講習の方法

(1) 道路又は施設内のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る講習を行う場合は、凍結又は積雪状態にある路面での走行に限らせること。また、前方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合に限ること。ただし、次の方法により行うことができるものとする。

ア 運転シミュレーターを使用して行うもの。

イ スキッドコース又はスキッド講習車を使用するもの（以下「スキッド講習」という。）

ウ 講習の一部として運転シミュレーターによる講習を行った後、引き続き（1）の方法による講習を行うもの（講習から講習への移動時間が短い場合に限る。）

(2) 道路における講習又は施設内のコースにおける講習において、実際の悪条件下における運転に係る講習を行う場合、又は、スキッド講習を行う場合（悪条件の一部での走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で細かく説明すること。

2 取得時講習指導員数

運転シミュレーターによる講習又はスキッド講習を行う場合は、集団講習によることができるものとする。ただし、前方法によりスキッド講習を集団で行う場合は、運転しない他の受講者は安全な場所で見学する方法によるものとする。

3 使用車両

準中型車講習にあつては、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。

備考 普通車を使用した講習については、普通車講習指導要領（別表第5）によるものとする。

別表第4（第5の2（2）ア）

準中型車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

1 準中型自動車を使用した講習

事項	方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測した運転	実技	1 貨物自動車の特性を理解した運転	(1) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転 (2) 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転 (3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	○ 運転操作が貨物に与える影響及び荷重が運転操作に与える影響を理解させ、これらを念頭においた適切な速度と滑らかな運転ができる能力を養わせる。	1
		2 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとりえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方 (4) 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方	○ 準中型自動車に係る他の交通との関わりにおける危険性を的確に予測し、危険回避する能力を養わせる。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、路上における実車走行を実施する前に、特定後写鏡（ワイドミラー及び補助ミラー）の取付方法及び使用方法を理解させた上、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。	1
	討議	3 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに取得時講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、前記に加えて、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に必要な知識を習得させる。	1
悪条	実技	4 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保	○ 夜間対向車の灯火により眩（げん）惑されること、その	1

件下での運転		の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方 (3) 夜間における運転の仕方	他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法や安全な運転能力を養わせる。
	5 悪条件下での運転	(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	○ 凍結路面、積雪路面等の悪条件下で、適切に対応できる能力及び安全に運転することができる限界を見極め、時には運転を中止するという判断能力を養わせる。
備考 休憩時間は、講習時間以外に設けること。			合計 4

2 普通自動車を使用した講習（現に普通免許を受けていない者に限る。）

事項	方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測した運転	実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方	○ 危険場面を含む路上の実車走行により、危険予測能力を養わせる。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、路上における実車走行を実施する前に、特定後写鏡（ワイドミラー及び補助ミラー）の取付方法及び使用方法を理解させた上、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。	1
	討議	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに取得時講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、前記に加えて、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする	1

				運転に係る危険を予測した運転に必要な知識を習得させる。	
高速道路での運転	講義	3 高速道路での運転に必要な知識	(1) 高速道路利用上の心得 (2) 走行計画の立て方 (3) 本線車道への進入 (4) 本線車道での走行 (5) 本線車道からの離脱	○ 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて、高速道路の特徴、高速走行に当たっての心構え、走行要領等について理解させる。	1
	実技	4 高速道路での運転に必要な技能	(1) 高速走行前の車両の点検の仕方 (2) 本線車道への進入 (3) 本線車道での走行 (4) 本線車道からの離脱	○ 高速道路における実車走行により安全かつ円滑な走行要領を身に付けさせるとともに、高速走行の特性を理解させる。	1
備考	休憩時間は、講習時間以外に設けること。			合計	4

別表第5（第5の2（2）イ）

普通車講習指導要領

1 危険を予測した運転（実技）		
講習細目	指導要領	備考
（1）危険要因のとらえ方	交差点、カーブでの走行や駐車車両の側方通過等の危険場面を含む路上を走行させ、素早く危険場面をとらえる訓練をさせる。	特定後写鏡等条件が付される者に対しては、左記の指導を行う前に、コースにおける実車走行により、次の要領により指導を行う。
（2）起こり得る危険の予測	<p>ア とらえた危険場面ごとに、危険を予測するための着眼点について指導し、顕在的危険と潜在的危険を予測させる。</p> <p>イ 受講者がどのような予測をしているか質問するなどして、理解度を把握するように心掛ける。</p>	この場合、（イ）の外輪差の体感及び（ウ）の警音器の吹鳴の指導を実施するときは、補聴器を使用させないこととする。
（3）より危険の少ない運転行動の選び方	<p>危険が発生しても安全に対応できる速度、走行位置、安全空間等を前もって選ばれる。</p> <p>（複数の受講者を乗車させている場合） 運転者以外の受講者に観察表に記録させるなどして、引き続き行われる講習科目「2 危険予測ディスカッション（討議）」で効果的な討議が行えるよう準備させるとともに、情報のとらえ方や危険場面での対応の仕方について自分の運転と比較させて、よい部分を吸収させる。</p>	<p>（ア）緊急自動車が接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知し、対応するために必要な技能について、教習車両のリアトランクに赤色回転灯を設置するなどして行う。</p> <p>（イ）狭い道路から広い道路に前進及び後退し、又は道路外から道路に前進及び後退するときにおける危険を予測した運転に必要な技能について、他の車両を模した自動車その他の物を設置するとともに、車両から降車して確認を行わせる。また、後退時にパイロンに接触させるなどして、外輪差を体感させる。</p> <p>なお、準中型車講習において後退時の実技を実施するものは、本講習における後退時の実技を省略することができるものとする。</p> <p>（ウ）「警笛鳴らせ」又は</p>

		<p>「警笛区間」を表示する規制標識が設置されている道路を通行するときにおける危険を予測した運転に必要な技能について、対向車を模したパイロン等をカーブ部分、また、これを確認しにくくする遮蔽物をカーブ部分の内側に接するようにして設置して、警音器を適切に吹鳴させるとともに、危険を回避する方法をとらせる。</p>
--	--	--

2 危険予測ディスカッション（討議）		
講習細目	指導要領	備考
(1) 危険予測の重要性	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、かつ、具体的な事例を挙げて危険予測の意義、重要性について説明する。	特定後写鏡等条件が付される者に対しては、特に次の事項について、対話形式により行う。また、運転する場合に危険を感じる場面への対処に関し、質疑を行うほか、今後、運転を実際に行い、気付いた事項について、警察への連絡を依頼する。
(2) 走行中の危険場面	直前に実施された講習科目「1 危険を予測した運転（実技）」走行中の場면을素材にして、受講者に危険場面を抽出させる。その際、できるだけ受講者相互の討議の中から引き出させてから、不足している内容について取得時講習指導員が補足説明するよう心がけること。	ア 踏切を通過しようとするときにおいて、列車が接近してきたことを周囲の交通の状況から認知する方法
(3) 起こり得る危険の予測	それぞれの危険場面において起こり得る危険を予測させ、それがなぜ危険なのかを理解させる。	イ 緊急自動車接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知する方法
(4) より危険の少ない運転行動	予測される危険に対してとる運転行動のうち、どのような運転行動をとることが最も安全であるかを考えさせる。	ウ その他交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険があるおそれがある交通の状況及び当該状況における安全な運転の方法 エ 特定後写鏡等条件で運転する場合に遵守すべき事項（特定後写鏡等の意義、普通車の意義及び聴覚障

3 高速道路での運転に必要な知識（講義）

講習細目	指導要領	備考
(1) 高速道路利用上の心得	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、高速道路の特徴及び施設の利用法、高速走行の特性、走行要領等について理解させる。	
(2) 走行計画の立て方	自由度の少ない高速道路においては、燃料補給や適度な休憩を折り込んだゆとりある走行計画を立てるように指導する。	
(3) 本線車道への進入	一般道路から、料金所、ランプウェイ等を通行して、本線車道へ合流するまでの運転の流れを理解させる。	
(4) 本線車道での走行	急ブレーキ・急ハンドルの回避トンネルやインターチェンジ付近の走行の仕方、追越しの仕方等について理解させる。	
(5) 本線車道からの離脱	本線車道から、減速車線、ランプウェイ等を通行して一般道路に流入するまでの運転の流れを理解させる。	

4 高速道路での運転に必要な技能（実技）

講習細目	指導要領	備考
(1) 高速走行前の車両の点検の仕方	高速走行前に必要とされる点検の仕方を指導する。 ア 燃料の量 イ エンジンオイルの量 ウ 冷却水の量、漏れ エ ファンベルトの張り具合、損傷 オ タイヤの溝の深さ	受講者の技量や交通状況等に応じて車線変更を積極的に行わせるなど施設を十分に活用すること。
(2) 本線車道への進入	次の事項について指導する。 ア インターチェンジの通行 イ 料金所付近のマナーと心得 ウ 本線車道の車両の確認 エ 加速車線での加速 オ 本線車道へのなめらかな進入	
(3) 本線車道での走行	次の事項について指導する。 ア 一定速度による走行 イ 走行車線での走行方法 ウ 車間距離の維持 エ 車線変更 オ 追越し カ アクセルワークによる速度調節	
(4) 本線車道からの離脱	本線車道から減速車線、ランプウェイ等	



を通行させ、一般道路へ流入させる。

ア 減速車線での走行方法

イ エンジンブレーキの活用

ウ 一般道路に応じた速度での走行

別表第6（第5の3（2））

普通車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

事項	方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測した運転	実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方	○ 危険場面を含む路上の実車走行により、危険予測能力を養わせる。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、路上における実車走行を実施する前に、特定後写鏡（ワイドミラー及び補助ミラー）の取付方法及び使用方法を理解させた上、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。	1
	討議	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに取得時講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、前記に加えて、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に必要な知識を習得させる。	1
高速道路での運転	講義	3 高速道路での運転に必要な知識	(1) 高速道路利用上の心得 (2) 走行計画の立て方 (3) 本線車道への進入 (4) 本線車道での走行 (5) 本線車道からの離脱	○ 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて、高速道路の特徴、高速走行に当たっての心構え、走行要領等について理解させる。	1
	実技	4 高速道路での運転に必要な技能	(1) 高速走行前の車両の点検の仕	○ 高速道路における実車走行により安全かつ円滑な走行要	1

			方 (2) 本線車道への 進入 (3) 本線車道での 走行 (4) 本線車道から の離脱	領を身に付けさせるととも に、高速走行の特性を理解さ せる。	
備考	休憩時間は、講習時間以外に設けること。			合計	4

別表第7（第5の4（2））

大型二輪車講習及び普通二輪車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間	
実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方	○ 運転シミュレーターにより模擬体験することにより、危険に対する予測や対応の仕方を養わせる。	1	
討議・講義	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 運転シミュレーターによる模擬体験を踏まえて、細目ごとに取得時講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 [運転シミュレーターによる模擬体験終了後に行う。]	1	
	3 二人乗り運転に関する知識	(1) 二人乗りに関する法規制の内容 (2) 二人乗りの運転特性	○ 自動二輪車の二人乗りに関する道路交通法の規制の内容、一人乗りと二人乗りとでの運転特性の違い及び一人乗りでの習熟の重要性について理解させる。		
実技・実車	4 ケース・スタディ（交差点）	特徴的事故の危険に対応した走行 ・直進する場合 ・右折する場合 ・左折する場合	○ 交差点で起こる事故の特徴的パターンについて実車を用いて模擬体験又は観察等を行い、交差点における危険及び危険の防止について理解させる。 [運転シミュレーターを用いて行うことができる。]	1	
	5 交通の状況及び道路環境に応じた運転	(1) 速度調整 (2) 行き違い及び側方通過 (3) 追い越し及び追い越され (4) 制動の時期及び方法 (5) 自由走行	○ 道路及び交通状況に応じた速度の調整の仕方を理解させる。 ○ 安全な行き違い及び側方通過の仕方を理解させる。 ○ 追い越し及び追い越され方について理解させる。 ○ 交通状況及び道路環境に応じた制動の時期と方法を理解させる。 ○ 受講者自ら走行コースを設定し、道路や交通の状況に応じて自主的な運転行動がとれる安全な運転方法を理解させる。		
備考	休憩時間は、講習時間以外に設けること。			合計	3

別表第8（第5の4（2））

大型二輪車講習及び普通二輪車講習指導要領

1 危険を予測した運転（実技）		
講習細目	指導要領	備考
(1) 危険要因のとらえ方	受講者は3人までとし、1人10分～15分程度の模擬体験走行を行う。	運転シミュレーターを使用する。
(2) 起こり得る危険の予測	運転シミュレーターの危険場面を体験させ、取得時講習指導員の解説により危険予測の仕方を指導する。	
(3) 危険の少ない運転行動の選び方	<p>ア あらかじめ設定された危険場面、注意場面を選択し、複数（3人以内）の受講者に交代で体験させる。</p> <p>イ 後部から他の受講者が行う運転状況を観察させ、自分の予測、判断、対応の仕方との違いを比較させて、よい部分を吸収させる。</p> <p>ウ 取得時講習指導員が模範運転を行い、自分の運転との違いを気付かせる。その際、どこが違うか取得時講習指導員は説明しないで、引き続き行われる講習科目「2 危険予測ディスカッション（討議）」に役立てる。</p>	ディスカッション時に意見交換ができるよう、受講者に改善すべき点を見つけ出しチェックしておくよう指導する。

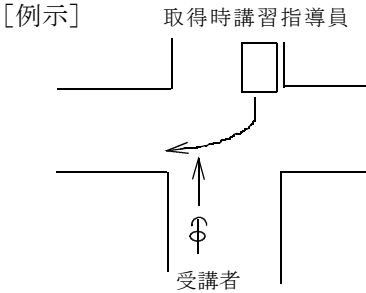
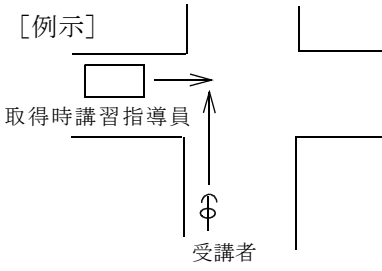
2 危険予測ディスカッション（討議）		
講習細目	指導要領	備考
(1) 危険予測の重要性	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、かつ、具体的な事例を挙げて危険予測の意義、重要性について説明する。	運転シミュレーター終了後に行う。
(2) 走行中の危険場面	直前に実施された講習科目「1 危険を予測した運転」走行中の場面を素材にして、受講者に危険場面及び取得時講習指導員との運転の違いなどを抽出させる。その際、できるだけ受講者相互の討議の中から引き出させてから、不足している内容について取得時講習指導員が補足説明する。	
(3) 起こり得る危険の予測	それぞれの危険場面において起こり得る危険を予測させ、それがなぜ危険なのかを理解させる。	
(4) より危険の少ない運転行動	予測される危険に対してとる運転行動のうち、どのような運転行動をとることが最も安全であるかを考えさせる。	

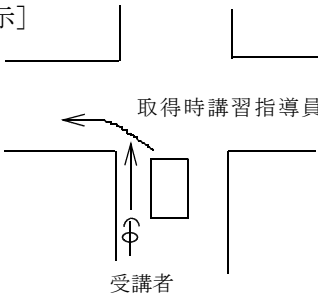
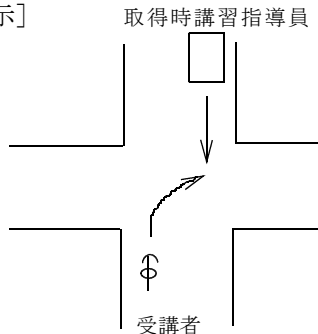
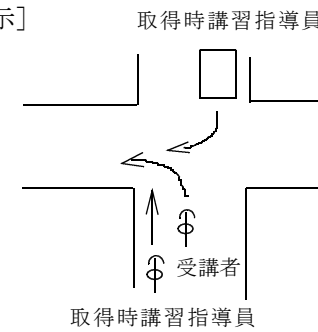
3 二人乗り運転に関する知識（講義）

講習細目	指導要領	備考
(1) 二人乗りに関する法規制の内容	教本、DVD等必要な教材を用い、二人乗りに関する法規制の内容について説明する。	
(2) 二人乗りの運転特性	教本、DVD等必要な教材を用い、一人乗りと二人乗りとの違い及び一人乗りでの運転習熟の重要性について説明する。	

4 基本走行（実技）

(1) ケース・スタディ（交差点）

講習細目	指導要領	備考
ア 特徴的事故の危険に対応した走行	<p>(ア) 車両等の設定はコースに応じ、停止状態、走行中等実施方法を工夫して行うこと。</p> <p>(イ) コース内の交差点以外の場所で、同様な場面を設定し、実施してもよい。</p>	運転シミュレーターで行うことができる。
イ 直進する場合	<p>○ 直進二輪車と右折四輪車（右直） （方法例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>直進二輪車を受講者が運転し、四輪車（二輪車でも可）を取得時講習指導員が運転して、可能な限り場面を設定する。</li> </ul> <p>[例示]</p>  <p>○ 出会い頭 （方法例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>二輪車を受講者が運転し、四輪車（二輪車でも可）を取得時講習指導員が運転して、可能な限り場面を設定する。</li> </ul> <p>[例示]</p>  <p>○ 巻き込まれ防止 （方法例）</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四輪車（実車）の内輪差を確認させる。</li> <li>・四輪車から見やすい位置に停止する。</li> <li>・左折する四輪に接近しない。</li> </ul> <p>[例示]</p> 	
<p>ウ 右折する場合</p>	<p>○ 直進四輪車と右折二輪車 (方法例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（右直）と設定を逆にして、二輪車を受講者が運転し、四輪車（二輪車でも可）を取得時講習指導員が運転して、可能な限り場面を設定する。</li> </ul> <p>[例示]</p> 	
<p>エ 左折する場合</p>	<p>○ 対向右折四輪車又は並進する二輪車と左折二輪車 (方法例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左折する二輪車を受講者が運転し、右折する四輪者（二輪車でも可）を取得時講習指導員が運転して、可能な限り場面を設定する。</li> <li>・並進する二輪車を取得時講習指導員が運転し、左折する二輪車を受講者が運転して、可能な限り場面を設定する。</li> </ul> <p>[例示]</p> 	

(2) 交通の状況及び道路環境に応じた運転

講習細目	指導要領	備考
ア 速度調節	周回、幹線及び狭路コースの連続走行により、直線路、交差点及びその付近、カーブ、狭い道路等での速度の調節の必要性及び調節の仕方を指導する。	
イ 行き違い及び側方通過	周回、幹線及び狭路コースの連続走行により、幅員の広い道路、カーブ、狭い道路、駐車車両等の障害物の側方通過時の安全な行き違い及び側方通過の仕方を指導する。	
ウ 追い越し及び追い越され	周回、幹線コースの連続走行により、追い越しの判断、追い越しの方法、追い越され方を指導する。	
エ 制動の時期及び方法	周回、幹線コースの連続走行により、空走距離、制動距離及び周囲の交通状況に応じた安全かつ円滑な制動の必要性及び行い方を指導する。	
オ 自由走行	<p>○ 自主的な運転行動</p> <p>連続する総合的な課題を法規に従って自主的に走行させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題は受講者の希望を踏まえながら、3つ程度を必ず通過するように取得時講習指導員が設定し、教示する。</li> </ul> <p>(指導例)</p> <p>「直線狭路コース」、「屈折コース」、「曲線コース」を通過するようコースを設定させる。</p>	



別表第9（第5の5（1））

大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習における指導及び実施要領

1 危険を予測した運転	
講習細目	指導要領
(1) 危険要因のとらえ方	絶えず変化する道路上の危険要因（情報）をより早く、より広く、より深くとらえさせ、これらの情報を取捨選別する方法について訓練させる。
(2) 起こり得る危険の予測	ア とらえた危険要因（情報）ごとに、危険予測の仕方について解説指導し、顕在的・潜在的危険を予測させる。 イ 個癖にとらわれた予測を払拭し、どの危険に対してどのような予測をするか個々具体的に指導し、受講者にも順次危険要因を拾い上げさせ予測の仕方を定着させる。
(3) 危険の少ない運転行動の選び方	ア 入手した情報により予測した危険について、安全な回避行動を選択させる。 イ 旅客輸送の運転者として、一般の運転者より安全な運転行動の必要性を理解させるとともに、余裕を持った回避行動を定着させる。
講習実施要領	
<p>1 講習の方法</p> <p>(1) 観察学習による講習及びコメンタリードライビングによる講習をそれぞれ1時間行うこと。ただし、観察学習については、受講者が観察することのみに終始しないよう指導すること。また、観察学習についてのみ、運転シミュレーターによる講習（集団講習可）を行うことができるものとする。</p> <p>(2) 前（1）による講習を2時間連続で行った後、引き続き講習科目2「危険予測ディスカッション」（1時間）を行うことが望ましいものとする。ただし、3時間連続で行うことが困難な場合については、次の方法によることができるものとする。</p> <p>ア 観察学習を行った後、引き続き講習科目2「危険予測ディスカッション」を行い、その後近接した機会（講習と講習の間に他の講習を挟まないもの）にコメンタリードライビングを行うもの</p> <p>イ 観察学習を行った後、これに近接した機会にコメンタリードライビングを行い、それに引き続き講習科目2「危険予測ディスカッション」を行うもの</p> <p>2 取得時講習指導員数</p> <p>観察学習及び前記1（2）の方法による本講習並びに講習科目2「危険予測ディスカッション」を3時限以上連続で行う場合におけるコメンタリードライビングについてのみ、複数講習を行うことができるものとする。</p> <p>なお、前記方法による場合は、それぞれの受講者の運転できる機会が均等になるよう配慮すること。</p> <p>3 使用車両</p> <p>大型旅客車講習にあつては、大型自動車（バス型、乗車定員30人以上）を、中型旅客車講習にあつては、中型自動車（バス型、乗車定員11人以上29人以下）を、普通旅客車講習にあつては、普通自動車を使用すること。</p>	

2 危険予測ディスカッション
----------------

講習細目	指導要領
(1) 危険予測の重要性	視聴覚教材等必要な教材を用い、かつ、具体的な事例を挙げて危険予測の意義、重要性について説明する。
(2) 走行中の危険場面	直前に実施された講習科目1「危険を予測した運転」における走行中の場面を素材にして、受講者に危険場面を抽出させる。その際、できるだけ受講者からの発言を引き出し、不足している内容について取得時講習指導員が補足説明するよう心掛ける。
(3) 起こり得る危険の予測	それぞれの危険場面において起こりうる危険を予測させ、それがなぜ危険なのかを理解させる。
(4) より危険の少ない運転行動	予測させる危険に対してとる運転行動のうち、どのような運転行動をとることが最も安全であるかを考えさせる。
講習実施要領	
1 講習の方法	
(1) 講習科目1「危険を予測した運転」を行った後、引き続き連続して本講習を行うことが望ましいものとする。ただし、3時間以上連続して行うことができない場合にあっては、講習科目1「危険を予測した運転」の講習方法における1(2)ア、イの方法により、少なくとも実技に係る講習を1時間以上行った後に引き続き連続して行うこと。	
(2) 取得時講習指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ受講者の考え方や疑問を引き出し、発言させること。また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した講習を行うなど、実施方法について工夫すること。	
(3) 本講習における取得時講習指導員はできるだけ直前に行った実技に係る講習における取得時講習指導員が引き続き行うこと。	
(4) 本講習における受講者の数は、受講者全員がディスカッションに参加できる適正な人数とすること。	

3 夜間の運転	
講習細目	指導要領
(1) 夜間における運転視界の確保の仕方	前照灯の照射角度により視界に差があることを理解させるとともに、視界確保の仕方について修得させる。
(2) 夜間における道路交通に係る情報の捉え方	眩(げん)惑・蒸発現象等、夜間特有の現象を理解させ、早期的確な情報の捉え方について修得させる。
(3) 夜間における運転の仕方	前照灯の切り替え等、夜間におけるよりよい運転方法を理解させ、反復指導してこれを修得させる。
講習実施要領	
1 講習の方法	
(1) 日没後の道路における講習を原則とすること。ただし、次の方法により行うことができるものとする。 ア 運転シミュレーターを使用して行うもの イ 講習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる講習、暗室における講習、施設内のコースにおける講習により夜間特有の眩(げん)惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き道路における講習を行うもの(講習から講習への移動時間の短い場合に限る。)	
(2) 道路における講習を行う場合は、中央分離帯のないコースで車内の照明を点灯(大型旅客車講習のみ)させて行うこと(設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても	

差し支えないものとするが、設定できる範囲で可能な限り距離の長いものを設定すること。)。 (3) 日没後に本講習を行うことができない場合に限り、次の方法により行わせることができるものとする。

ア 日没に近接した時間に行うこと。

イ 講習の一部として運転シミュレーターによる講習又は暗室による講習により、夜間特有の眩(げん)惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き施設内のコースにおいて擬似薄暮時走行を行うものであること(講習から講習への移動時間の短い場合に限る。))。

ウ 本講習については、次のことに留意すること。

○ 日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天文台が発表する各地の日没時間によること。

○ 擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル(透過率40%の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの)を使用すること。また、あらかじめ施設内のコースにおける周回コース、幹線コース、坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行うこと。

## 2 取得時講習指導員数

(1) 本講習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団講習によることができるものとする。

(2) 暗室における講習については、施設の規模により適正な講習が実施できる人数とすること。

## 3 使用車両

大型旅客車講習にあつては、大型自動車(バス型、乗車定員30人以上)を、中型旅客車講習にあつては、中型自動車(バス型、乗車定員11人以上29人以下)を、普通旅客車講習にあつては、普通自動車を使用すること。

## 4 悪条件下での運転

講習細目	指導要領
(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方	積雪、凍結路面において急ブレーキや急ハンドル操作を実施させ、その危険性を理解させるとともに、早めの制動や十分な車間距離等、安全な走行方法について訓練させる。
(2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方	視界不良の場合における視界の確保方法及び危険要因の早期発見方法を修得させ、早めの制動や十分な車間距離の確保等、安全な走行方法について訓練させる。
(3) 豪雨、強風下での運転の仕方	豪雨及び強風下における車体への影響を理解させるとともに、同状況下における安全な走行方法について訓練させる。
(4) 道路冠水の場合の措置	冠水部分における走行可否の見極め方法を修得させるとともに、通過後の安全確認等を理解させる。

### 講習実施要領

#### 1 講習の方法

(1) 道路又は施設内のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る講習を行う場合は、凍結又は積雪状態にある路面での走行に限らせること。また、前方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合に限ること。ただし、次の方法により行うことができるものとする。

ア 運転シミュレーターを使用して行うもの

イ スキッドコース又はスキッド講習車を使用するもの

ウ 講習の一部として運転シミュレーターによる講習を行った後、引き続き(1)の方法による講習を行うもの(講習から講習への移動時間が短い場合に限る。)

(2) 道路における講習又は施設内のコースにおける講習において、実際の悪条件下における運転に

係る講習を行う場合、又は、スキッド講習を行う場合（悪条件の一部での走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で細かく説明すること。

## 2 取得時講習指導員数

運転シミュレーターによる講習又はスキッド講習を行う場合は、集団講習によることができるものとする。ただし、前記方法によりスキッド講習を集団で行う場合は、運転しない他の受講者は安全な場所で見学する方法によるものとする。

## 3 使用車両

大型旅客車講習にあつては、大型自動車（バス型、乗車定員30人以上）、中型自動車（バス型、乗車定員11人以上29人以下）又は普通自動車を、中型旅客車講習にあつては、中型自動車（バス型、乗車定員11人以上29人以下）又は普通自動車を、普通旅客車講習にあつては、普通自動車を使用すること。

## 5 身体障害者等への対応

講習細目	指導要領
(1) 子供、高齢者の行動特性を理解した運転行動と対応	教本、視聴覚教材等を用い、旅客となりうる子供、高齢者の行動を理解させるとともに、より安全な運転行動と対応を修得させる。
(2) 身体障害者の行動特性を理解した運転行動と対応	身体障害者の特性を理解させるとともに、実習形式で車両へ身体障害者を乗車させる方法について修得させる。

### 講習実施要領

#### 1 講習の方法

(1) 大型旅客車講習にあつては、バス型の大型自動車（及び必要に応じバス型の中型自動車又は普通自動車）を、中型旅客車講習にあつては、バス型の中型自動車（及び必要に応じバス型の大型自動車又は普通自動車）を、普通旅客車講習にあつては、普通自動車（及び必要に応じバス型の大型自動車又はバス型の中型自動車）を用い、施設内のコースその他の設備において実習形式により行うこと。

(2) 講習の一部として車椅子利用者に係る乗降時の対応要領について、取得時講習指導員又は受講者が互いに運転者又は乗客となって実習を行うこと。

なお、この場合は車椅子を使用することが望ましいものとするが、車椅子に代えて椅子を使用しても差し支えないものとする。

(3) 講習の一部（約20分以内）については、DVD等の視聴覚教材を使用した講習を行うことができるものとする（講習から講習への移動時間が短い場合に限る。）。

#### 2 取得時講習指導員数

取得時講習指導員1名が6人以内の受講者に対し行うことができるものとする。

#### 3 合同講習の方法

当該講習は、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習の合同講習を行うことができるものとする。

別表第10（第5の5（2））

大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

事項	方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測した運転	実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方	○ 交通量の多い市街地における旅客輸送を想定し、他の交通との関わりと危険性を認識させながら、的確な危険予測能力及び危険回避能力を養わせる。	2
	討議	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 直前に行った実技における危険場面等を踏まえ、旅客を安全に輸送するための意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。	1
夜間の運転	実技	3 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方 (3) 夜間における運転の仕方	○ 旅客輸送を想定し、夜間対向車の灯火により眩（げん）惑されることその他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法や安全な運転能力を養わせる。	1
悪条件下での運転	実技	4 悪条件下での運転	(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	○ 旅客輸送を想定し、凍結の状態にある路面での走行など、自然環境下における様々な悪条件を体感させ、それに伴う的確な危険予測及び危険回避能力を養わせる。	1
身体障害者等	実習	5 身体障害者等への対応	(1) 子供、高齢者の行動特性を理解した運転行動と対応 ア 児童・幼児の保護	○ 子供、高齢者及び身体障害者等の特性を理解させ、道路における危険予測・危険回避能力を養わせる。 ○ 旅客となり得る身体障害者等の特性を理解させ、様々な	1

への対応			イ 高齢者の保護 ウ 子供や高齢者が事故に遭いやすい場所における保護 エ 高齢者等の乗車時等の対応 (2) 身体障害者の行動特性を理解した運転行動と対応 ア 身体障害者の保護 イ 身体障害者の乗降時の対応	障害に対応した介助方法を習得させる。	
備考 休憩時間は、講習時間以外に設けること。	合計	6			

別表第11（第5の6（2）ア）

第一種免許に係る応急救護処置講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
講義	1 応急救護処置とは	(1) 応急救護処置の意義 (2) 応急救護処置の目的 (3) 応急救護処置の内容	○ 生命尊重の意識の高揚を図るとともに、応急救護処置の重要性について理解させる。	1
	2 実施上の留意事項	(1) 適切な実施場所の選定 (2) 事故発生時の通報 (3) 感染対策 (4) その他の留意事項	○ 処置を実施する者の安全確保と負傷者の状態の悪化防止の観点から指導する。	
	3 救急体制	(1) 救急活動体制 (2) 救急医療体制 (3) 交通事故による負傷の特徴	○ 交通事故発生時の救急体制について具体的に説明する。	
	4 応急救護処置の基礎知識	(1) 負傷者の観察 (2) 負傷者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生 ア 胸骨圧迫 （心臓マッサージ） イ 気道確保 ウ 人工呼吸 (5) AEDを用いた除細動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法	○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 ○ AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。 ○ 心肺蘇生の中止、救命の連鎖について指導する。	
実技	5 応急救護処置の基本	(1) 応急救護処置の手順 (2) 各手技の要点	○ 指導員によるデモにより行う。	2
	6 応急救護処置の実践	(1) 負傷者の観察（意識） (2) 負傷者の移動 (3) 負傷者の観察（呼吸） (4) 体位管理	○ 成人の場合を重点的に指導する。 ○ 肩をたたき、声をかけさせる。 ○ 気道を確保しながら、胸と腹部の動きから判断することを強調する。 ○ 回復体位を重点的に指導する。 ○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分	

	<p>(5) 胸骨圧迫 (心臓マッサージ)</p> <p>(6) 気道確保</p> <p>(7) 人工呼吸</p> <p>(8) 胸骨圧迫 (心臓マッサージ) と人工呼吸 (循環)</p> <p>(9) 気道異物除去</p> <p>(10) 止血法</p>	<p>間に100～120回のテンポで約1分間実施させる。</p> <p>○ 頭部後屈あご先挙上法を指導する。</p> <p>○ 口対口で、息を約1秒かけて、2回吹き込ませる。</p> <p>○ 胸骨圧迫 (心臓マッサージ) を1分間に100～120回のテンポで30回と人工呼吸2回を1サイクルとして、5サイクル連続して実施させる。</p> <p>○ 腹部突き上げ法、背部叩打法について指導する。</p> <p>○ 直接圧迫が効果的であることについて指導する。</p>	
7	まとめ	訓練の継続と実行の大切さ	
備考 休憩時間は、講習時間以外に設けること。			合計 3



別表第12（第5の6（2）イ）

第二種免許に係る応急救護処置講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
講義	1 応急救護処置とは	(1) 応急救護処置の意義 (2) 応急救護処置の目的 (3) 応急救護処置の必要性 (4) 応急救護処置の内容	○ 生命尊重の意識の高揚を図るとともに、応急救護処置の重要性について理解させる。	1
	2 実施上の留意事項	(1) 適切な実施場所の選定 (2) 事故発生時の通報 (3) 感染対策 (4) その他の留意事項	○ 処置を実施する者の安全確保と傷病者の状態の悪化防止の観点から指導する。	
	3 救急体制	(1) 救急活動体制 (2) 救急医療体制 (3) 交通事故による負傷の特徴	○ 交通事故発生時の救急体制について具体的に説明する。	
	4 具体的な実施要領	(1) 傷病者の観察 (2) 傷病者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生 (5) AEDを用いた除細動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法 (8) 包帯法 (9) 固定法	○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 ○ AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。 ○ 心肺蘇生の中止、救命の連鎖について指導する。	
	5 各種傷病者に対する対応	(1) 各種外傷に対する対応 (2) 熱傷に対する対応 (3) 各種症状に対する対応 (4) 中毒に対する対応	○ 各種傷病者に対する対応要領について理解させる。	
6 まとめ	訓練の継続と実行の大切さ			

実技	7 傷病者の観察・移動	(1) 傷病者の観察 (2) 車内から車外に運び出す場合 (3) 路上に倒れている人を運ぶ場合	○ 肩をたたき、声をかけさせる。	1
	8 体位管理	(1) 傷病者に意識がある場合 (2) 傷病者に意識がない場合 (3) ショックの場合 (4) 呼吸困難の場合 (5) 心肺蘇生を行う場合	○ 回復体位を重点的に指導する。	
	9 心肺蘇生	(1) 意識状態の観察 (2) 呼吸状態の観察 (3) 胸骨圧迫(心臓マッサージ) (4) 気道確保と人工呼吸	○ 成人の場合を重点的に指導する。 ○ 気道を確保しながら、胸と腹部の動きから判断することを強調する。 ○ 胸骨圧迫(心臓マッサージ)を1分間に100～120回のテンポで約1分間実施させる。 ○ 頭部後屈あご先挙上法を指導する。 ○ 口対口で、息を約1秒かけて、2回吹き込ませる。 ○ 胸骨圧迫(心臓マッサージ)を1分間に100～120回のテンポで30回と人工呼吸2回を1サイクルとして、5サイクル連続して実施させる。	2
	10 気道異物除去	(1) 腹部突き上げ法 (2) 背部叩打法		
	11 止血法	(1) 出血の観察 (2) 傷口の圧迫 (3) 包帯等の利用 (4) 頭部、顔面の止血 (5) 効果的な止血法	○ 直接圧迫が効果的であることについて指導する。	
	12 包帯法	(1) 頭部の場合 (2) 体幹部の場合 (3) 上肢・下肢の場合		1

	13 固定法			
備考	休憩時間は、講習時間以外に設けること。			合計 6

別 記

第1号様式（第4の3（1））

年 月 日

千葉県公安委員会 様

委託機関名  
管理者氏名

取得時講習指導員届出書

取得時講習指導員	住 所				
	フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日生	
教 習 指 導 員 資 格 者 証 等	大型車講習	年 月 日	第	号	
	中型車講習	年 月 日	第	号	
	準中型車講習	年 月 日	第	号	
	普通車講習	年 月 日	第	号	
	大型二輪車講習	年 月 日	第	号	
	普通二輪車講習	年 月 日	第	号	
	大型旅客車講習	年 月 日	第	号	
	中型旅客車講習	年 月 日	第	号	
	普通旅客車講習	年 月 日	第	号	
	応急救護処置講習（一種）	年 月 日	第	号	
応急救護処置講習（二種）	年 月 日	第	号		
備 考					

注 各教習指導員資格者証又は修了書の写しを添付すること。

取得時講習指導員解任・業務停止届

年 月 日

千葉県公安委員会 様

受託機関名

管理者氏名

次の者を取得時講習指導員から解任・業務を停止したので届出します。

解任・業務停止 年 月 日			
取得時講習指導員	住 所		
	フリガナ	生年月日	
	氏 名		年 月 日生
解任・業務停止 の 理 由			
備 考			

注

- 1 解任・業務停止の別は、区分によって不要の文字を削ること。
- 2 業務停止の場合は、備考欄に停止期間を記載すること。

年 月 日

千葉県公安委員会 様

委託機関名  
管理者氏名

応急救護処置指導員認定申請書

認定申請対象者	住所						
	フリガナ				生年月日		
	氏名				年	月	日生
応急救護処置指導員養成講習	区分	第 種免許に係る応急救護処置指導員養成講習					
		講義	時間、実技	時間	合計	時間	
	実施年月日	講義	年 月 日 ~	年 月 日	年 月 日	日	
		実技	年 月 日 ~	年 月 日	合計	日間	
	実施場所						
	担当講師	講 義 実 技					
備 考							

注

- 1 修了証の写しを添付すること。
- 2 応急救護処置指導員養成講習時間表を添付すること。
- 3 応急救護処置指導員養成講習受講者名簿を添付すること。
- 4 運転免許証の写しを添付すること。
- 5 医師、救急救命士等の場合は、証明書等の写しを添付すること。



第 号

応急救護処置講習（教習）指導員認定証

住 所

氏 名

年 月 日生

第 種免許に係る応急救護処置講習（教習）指導員として  
認定する。

年 月 日

千葉県公安委員会 印





※受理年月日	年 月 日
※受理(整理)番号	第 号

取得時講習(一種)受講申込書

年 月 日

自動車教習所 様

受講種別	第一種免許	<input type="checkbox"/> 大型車 <input type="checkbox"/> 中型車 <input type="checkbox"/> 準中型車 (普通免許あり) <input type="checkbox"/> 準中型車 (普通免許なし)				<input type="checkbox"/> 普通車 <input type="checkbox"/> 大型二輪車 <input type="checkbox"/> 普通二輪車 <input type="checkbox"/> 応急救護処置		※受理確認者
受講希望日	月 日	<input type="checkbox"/> 大型車 <input type="checkbox"/> 中型車 <input type="checkbox"/> 準中型車 (普通免許あり) <input type="checkbox"/> 準中型車 (普通免許なし) <input type="checkbox"/> 普通車 <input type="checkbox"/> 大型二輪車 <input type="checkbox"/> 普通二輪車 <input type="checkbox"/> 応急救護処置		月 日	<input type="checkbox"/> 大型車 <input type="checkbox"/> 中型車 <input type="checkbox"/> 準中型車 (普通免許あり) <input type="checkbox"/> 準中型車 (普通免許なし) <input type="checkbox"/> 普通車 <input type="checkbox"/> 大型二輪車 <input type="checkbox"/> 普通二輪車 <input type="checkbox"/> 応急救護処置			
申込者	住所	電話番号 ( )						
	フリガナ	-----						
	氏名							
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)						
免許関係	現有免許の種類	<input type="checkbox"/> 有り (仮免)	免許の種類					<input type="checkbox"/> なし
	仮免許証番号等	交付年月日		年 月 日			第 号	
試験合格年月日		年 月 日						
備考								

注

- 1 該当する講習種別等にレ印を付すこと。
- 2 ※印欄は、自動車教習所が記載する欄であることから、申込者は記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第6号様式（第4の6）

※受理年月日	年 月 日
※受理（整理）番号	第 号

取得時講習（二種）受講申込書

年 月 日

自動車教習所 様

受講種別	第二種 免許	<input type="checkbox"/> 大型旅客車 <input type="checkbox"/> 中型旅客車 <input type="checkbox"/> 普通旅客車 <input type="checkbox"/> 応急救護処置			※受理確認者
受講希望日	月 日	<input type="checkbox"/> 大型旅客車 <input type="checkbox"/> 中型旅客車 <input type="checkbox"/> 普通旅客車 <input type="checkbox"/> 応急救護処置	月 日	<input type="checkbox"/> 大型旅客車 <input type="checkbox"/> 中型旅客車 <input type="checkbox"/> 普通旅客車 <input type="checkbox"/> 応急救護処置	
申込者	住所	電話番号 ( )			
	フリガナ				
	氏名				
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)			
免許関係	現有免許の種類	<input type="checkbox"/> 有り（仮免）	免許の種類別	<input type="checkbox"/> なし	
	仮免許証番号等	交付年月日	年 月 日	免許証番号	第 号
試験合格年月日	年 月 日				
備考					

注

- 1 該当する講習種別等にレ印を付すこと。
- 2 ※印欄は、自動車教習所が記載する欄であることから、申込者は記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

年 月 日

千葉県公安委員会 様

氏名

取得時講習手数料納付書

千葉県収入証紙を次のとおり納付します。

金 円

ただし、

第一種免許に係る

- 大型車講習                       中型車講習
- 準中型車講習（普通免許あり）       準中型車講習（普通免許なし）
- 普通車講習                       大型二輪車講習                       普通二輪車講習
- 応急救護処置講習

第二種免許に係る

- 大型旅客車講習       中型旅客車講習                       普通旅客車講習
- 応急救護処置講習

手数料として納付します。

千葉県収入証紙貼付欄

(番号順に貼ってください。)		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

注

- 1 該当する講習種別にレ点を付すこと。
- 2 収入証紙貼付欄が足りない場合は、裏面に貼付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 8 号様式 (第 6 の 2)

講習終了証明書受払簿

講習終了証明書名					
受払日	受領枚数	払出枚数	残枚数	受講者氏名	交付者氏名

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

第9号様式（第7）

第一種免許取得時講習実施結果報告書兼受講者名簿

年 月 日

千葉県公安委員会 様

委託機関名

管理者氏名

年 月 日に実施した、道路交通法第90条の2及び同法第108条の2第1項に規定する第一種免許に係る取得時講習の受講者については、次のとおりであるから報告する。

番号	証明書番号	氏名	生年月日	性別	住所	講習種別	指導員

注

- 1 講習種別欄は、大型、中型、準中型（普通免許あり）、準中型（普通免許なし）、普通、大型二輪、普通二輪又は応急と簡記すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第10号様式（第7）

第二種免許取得時講習実施結果報告書兼受講者名簿

年 月 日

千葉県公安委員会 様

委託機関名

管理者氏名

年 月 日に実施した、道路交通法第90条の2及び同法第108条の2第1項に規定する第二種免許に係る取得時講習の受講者については、次のとおりであるから報告する。

番号	証明書番号	氏名	生年月日	性別	住所	講習種別	指導員

注

- 1 講習種別欄は、大型、中型、普通又は応急と簡記すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。